

了鳥取県公報

平成13年11月13日(火) 第7333号

每週火·金曜日発行

目 次

告	示	青少年に有害な図書類の指定 (627) (県民活動推進課)	. 1
		大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (628) (経営商業課)	. 2
		大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (629) (")	. 3
		土地改良区の役員の就任 (630) (耕地課)	. 3
		県営土地改良事業計画の変更 (631) (")	. 3
		鳥取県道路治水施設愛護奨励規程の一部改正 (632) (都市計画課)	. 4
公	告	改良普及員資格試験の合格者 (経営指導課)	. 7
調達化	公告	一般競争入札の実施 (職員課)	. 7
		一般競争入札の実施 (環境政策課)	. 9
		公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課)	.11

告	示
---	---

鳥取県告示第627号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当す る青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善

指定番号	種 別	図書類					
相处笛与	作里 万以	題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名			
6793	雑誌その他の 刊行物	ナンパの鉄人GOLD 7 月号増刊 桃尻娘開発局	雑誌 06894 - 7	雄出版株式会社			
6794	"	電光石火むちゃ 7 月号 VOL.39	雑誌コード 08577 - 7	雄出版株式会社			
6795	"	熱写ボーイ 2001 AUGUST 8月号	雑誌コード 07055 - 8	株式会社東京三世社			
6796 "		ハイティーン 熱写ボーイ7月号増刊	雑誌 07056 - 7	株式会社東京三世社			

6797	11	特出しガチン娘6月号	有限会社光彩書房	
6798	11	プレイクGAL!! 2001.7 VOL.8	雑誌コード 07877 - 7	雄出版株式会社
6799	11	ニャン2倶楽部7・8月合併号	雑誌コード 17017 - 8	株式会社コアマガジ ン
6800	11	TOEN MOOK No.07 ワクワク熟女志願	雑誌 66783 - 07	株式会社桃園書房
6801	11	恋しちゃいました	なし	みこすり図書
6802	11	NG11月号 VOL.35	雑誌コード 11985 - 11	有限会社 セントラル出版
6803	11	さくらんぼギャラリー VOL.2	なし	チェリーワン社
6804	11	ぶるぷるピュ! なし		みこすり図書
6805	11	LOVEシェイク SPECIAL ISSUE なし		マルコム出版
6806	11	放課後クラブ VOL.154 6月号 雑誌 14008 - 06		ダイアプレス
6807	11	洒瑠夢 VOL.29 3月号 雑誌コード 04481 - 03		洒瑠夢
6808	ビデオテープ	女子校生 育歩	85	なし
6809	11	ルーズな天使 竹内優美子	002	なし

鳥取県告示第628号

平成13年鳥取県告示第373号 (大規模小売店舗に関する変更事項の届出について) により告示したヤマダ電機 テックランド鳥取店に係る大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づく変更 の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善博

- 意見書を提出した市町村 鳥取市
- 2 意見の概要 意見なし
- 3 縦覧に供する期間 平成13年11月13日から1月間
- 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

鳥取県告示第629号

平成13年鳥取県告示第372号 (大規模小売店舗の新設の届出について) により告示した鳥取グリーンシティに係る大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 意見書を提出した市町村 鳥取市
- 2 意見の概要

意見なし

3 縦覧に供する期間

平成13年11月13日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

鳥取県告示第630号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 輝 義 八頭郡郡家町大字稲荷56

平成13年4月28日就任 任期 平成15年4月27日まで

鳥取県告示第631号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営中山間地域総合整備事業河原地区農業用用排水、農道整備、区画整理、ため池等整備及び暗きょ排水) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 Щ 善 博

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成13年11月14日から20日間
- 3 縦覧に供する場所 河原町役場
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日 から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第632号

昭和43年鳥取県告示第511号(鳥取県道路治水施設愛護奨励規程について)の一部を次のように改正する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 Ш 善

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。) に対応する同 表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項 等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合 には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

鳥取県道路等愛護奨励規程

(目的)

第1条 この規程は、道路、公園又は治水施設を愛護|第1条 この規程は、道路又は治水施設を愛護する目 する目的で結成された団体に対し、必要な奨励及び 援助を行うことにより、道路、公園及び治水施設の 愛護の思想を普及し、これらの維持保全を図ること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「道路」とは、道路法(昭│第2条 この規程において「道路」とは、道路法(昭 和27年法律第180号)の規定による一般国道のうち 県の管理に係るもの及び県道をいう。
- 2 この規定において「公園」とは、都市公園法(昭 和31年法律第79号) 第2条第1項に規定する都市公

鳥取県道路治水施設愛護奨励規程

(目的)

的で結成された団体に対し、必要な奨励及び援助を 行なうことにより、道路及び治水施設の愛護の思想 を普及し、これらの維持保全を図ることを目的とす る。

(定義)

和27年法律第180号)の規定による一般国道のうち 知事の管理に係るもの及び県道をいう。

3 略

(愛護団体の結成)

- の区域の全部若しくは一部を区域とするその他の団 体は、単独又は共同で道路、公園又は治水施設(以 下「道路等」という。) の愛護を目的とする団体を 結成することができる。
- 及び援助を受けようとするもの (以下「愛護団体」 という。) は、その結成後速やかに様式第1号によ る結成届を所轄土木事務所長又は日野総合事務所県 土整備局長 (以下「所長等」という。) に提出する ものとする。

(愛護団体の事業)

- 第4条 愛護団体が実施する事業の内容は、おおむね | 第4条 愛護団体が実施する事業の内容は、おおむね 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 公園の整地若しくは清掃、公園における草花 の植栽若しくは樹木の剪定又は公園施設の小破修 繕
 - (3) 略
 - (4) 略
- 作業を行おうとするときは、あらかじめ、作業の日 時、場所、内容及び参加人員を所長等に通知するも のとする。

(奨励及び援助)

第5条 略

な指導を行うほか、愛護団体に対し、作業に必要な 機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助 を<u>行う</u>ものとする。

(事業の実績の報告)

- 第6条 愛護団体は、4月1日から翌年の3月31日ま│第6条 愛護団体は、4月1日から翌年の3月31日ま での期間内に実施した事業の実績を様式第2号によ る実績報告書により翌年の5月31日までに所長等に 提出するものとする。
- 2 所長等は、前項の報告書の提出を受けたときは、 速やかにその内容を審査し、必要な意見を付して当 → みやかにその内容を審査し、必要な意見を付して当 → みやかにその内容を審査し、必要な意見を付して当 → みやかにその内容を審査し、必要な意見を付して当 → はいる → はいる

2 略

(愛護団体の結成)

- 第3条 水防団、消防団、青年団、婦人会又は市町村 │ 第3条 水防団、消防団、青年団、婦人会又は市町村 の区域の全部若しくは一部を区域とするその他の団 体は、単独又は協同で道路又は治水施設(以下「道 路等」という。) の愛護を目的とする愛護団体を結 成することができる。
- 2 前項の規定により結成された団体で第5条の奨励 2 前項の規定により結成された愛護団体(以下「愛 護団体」という。) は、その結成後すみやかに様式 第1号による結成届を所轄土木事務所長 (以下「所 長」という。) に提出しなければならない。

(愛護団体の事業)

- 次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
- 2 愛護団体は、前項第1号から第3号までに掲げる 2 愛護団体は、前項第1号又は第2号に掲げる作業 を行なおうとするときは、あらかじめ、作業の日時、 場所、内容及び参加人員を所長に通知しなければな らない。

(奨励及び援助)

第5条 略

2 所長等は、愛護団体が実施する事業について必要 | 2 所長は、愛護団体が実施する事業について必要な 指導を行なうほか、愛護団体に対し、作業に必要な 機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助 を行なうものとする。

(事業の実績の報告)

- での期間内に実施した事業の実績を様式第2号によ る実績報告書により翌年の5月31日までに所長に提 出しなければならない。
- 2 所長は、前項の報告書の提出を受けたときは、す

該報告書を知事に提出しなければならない。

様式第1号(第3条関係)

愛護団体結成届

年 月 日

樣

愛護団体の名称 代表者 住 所

氏 名

の愛護を目的として下記のとおり愛ない。
ないで、
島取県道路等愛護奨励規程

護団体を結成したので、鳥取県<u>道路等</u>愛護奨励規程 第3条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 愛護団体の名称
- 2 結成年月日
- 3 構成人員
- 4 愛護団体に属する地域
- 5 主として事業を実施する道路<u>、公園</u>又は治水施 設の名称若しくは所在地又は区間若しくは地域
- 6 その他

様式第2号 (第6条関係)

愛護団体事業実績報告書

年 月 日

樣

愛護団体の名称 代表者 住 所 氏 名

別紙のとおり 年度中における事業の実績を鳥取県<u>道路等</u>愛護奨励規程第6条第1項の規定により報告します。

(別紙)

略

該報告書を知事に提出しなければならない。

様式第1号(第3条関係)

愛護団体結成届

年 月 日

樣

愛護団体の名称 代表者 住 所 氏 名

の愛護を目的として下記のとおり愛

護団体を結成したので、鳥取県<u>道路治水施設</u>愛護奨励規程第3条第2項の規定によりお届けします。

記

- 1 愛護団体の名称
- 2 結成年月日
- 3 構成人員
- 4 愛護団体に属する地域
- 5 主として事業を実施する道路又は治水施設の名 称若しくは所在地又は区間若しくは地域
- 6 その他

様式第2号 (第6条関係)

愛護団体事業実績報告書

年 月 日

樣

愛護団体の名称 代表者 住 所 氏 名

別紙のとおり 年度中における事業の実績を鳥取県<u>道路治水施設</u>愛護奨励規程第6条第1項の規定により報告します。

(別紙)

略

附 則

この告示は、平成13年11月13日から施行する。

公

平成13年10月17日及び18日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

井 中 修 司 中野 喬 植木奈緒子 藤原理恵 田中恵理 菱 田 雅 子 境垣内 岳 雄 松村佳代子 片 桐 未 樹 織田裕美 大 津 真 士 鎌本陽子 田中康太 杉 野 彩 加藤智士 小 川 祐 子 秋 山 奈三恵 西尾知恵 森本由宏 野 崎 智都世 川田裕子 山口郁恵 平 林 史 考 東田和大 中 川 めぐみ 犬 伏 弘 樹 作 本 智 子 植 松 亜紀子 塚 崎 由 子 長谷川理恵

> 告 調 達 公

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
 - (1) 件名及び数量

鳥取県が所有する公用車の自動車任意保険加入契約 (561台分)

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自 動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。
- (3) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応 できる体制を備えている者であること。
- (4) 鳥取県税及び消費税に滞納のない者であること。
- 3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部職員課福利厚生室 電話0857 - 26 - 7038

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するもの

とする。

(1) 交付期間及び時間

平成13年11月13日 (火) から同月20日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を提出しなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

平成13年11月13日 (火) から同月28日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3 に同じ。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札書の提出方法

持参することとし、郵送による提出は不可とする。

(2) 入札執行の日時

平成13年12月6日 (木) 午前10時

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1会議室 (鳥取県庁本庁舎地下1階)

(4) 入札保証金

入札者は、入札に参加する前に、入札見積金額の100分の5以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- ア 入札保証金の納付
- イ 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ウ 金融機関 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和29年法律第195号) 第3条に 規定する金融機関をいう。7 (3) ウにおいて同じ。) の保証
- (5) 入札の無効

2 の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した保険商品を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 入札に当たっての留意事項
 - ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
 - ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたときは、 入札の執行を中止することがある。
- 7 入札後の留意事項
 - (1) 消費税等に係る届出

入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を

提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付 さなければならない。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ウ金融機関の保証
- 8 契約担当部局

3に同じ

- 9 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 資料作成及び加入保険の内容に関する説明会は行わない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達する役務の内容
 - (1) 調達件名及び数量

鳥取県衛生研究所各種試験研究機器等移送業務 一式

(2) 役務の概要

鳥取県衛生環境研究所の新築に伴う、鳥取県衛生研究所からの各種試験研究機器、設備、書類、図書、計 器、備品その他の物品の移送業務及びそれに附帯する調整等の業務。

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約日の翌日から平成14年7月5日(金)まで

(5) 履行場所

ア 移送元

鳥取市松並町二丁目470、他別途指定場所

イ 移送先

東伯郡羽合町大字南谷526 - 1ほか

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当す る金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した役務と同等の役務に係る業務の実績がある者であること。
- (4) 平成13年11月13日 (火) から同年12月25日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日付出第157号) 第3条の規定による指名停止措置を受け ていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県生活環境部環境政策課

- 4 入札手続
 - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部環境政策課

電話 0857 - 26 - 7205

- (2) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成13年12月11日 (火) 午前10時

イ 場所 鳥取県衛生研究所 (鳥取市松並町二丁目470)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年12月25日 (火) 午後 1 時30分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年12月25日 (火) 午前11時30分までとする。)

鳥取県庁第22会議室 (鳥取県庁第二庁舎 5階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格を有することを証明する書類を、4の (1)の場所に平成13年12月3日(月)午後5時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金

免除

- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並び に鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違 反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成

された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be required: Transport Operations of Various Research Testing Equipment from Tottori Public Health Laboratory
 - (2) December 3,2001 5:00PM: Time-limit for submission of documents for the qualification confirmation
 - (3) December 25,2001 1:30PM: Time-limit for submission of tenders

 December 25,2001 11:30AM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
 - (4) Contact Point for the notice: Environmental policy Division, Life and Environment Department Tottori Prefectural Government

1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL: 0857 - 26 - 7205

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 業務の概要
 - (1) 業務名 一般国道482号橋りょう整備工事「橋梁詳細設計委託」(茗荷谷1号橋)
 - (2) 業務内容

本件業務は、八頭郡若桜町大字茗荷谷の一般国道482号の橋りょう部分に係る詳細設計業務である。

(3) 業務の詳細

橋りょう詳細設計

設計荷重 B活荷重

上部工形式 3径間連続非合成曲線鈑桁橋

下部工形式 逆工式橋台 2基

張出式橋脚 2基

深礎杭 (橋脚) 1基

橋 長 L = 105.0m

支 間 長 29.40m + 38.00m + 36.40m

幅 員 全体 W=9.2m (内訳 車道3.0m×2 路肩1.0m×2 地覆0.6m×2)

平面線形 曲線橋 (R = 240m) ~ クロソイド (A = 100m)

- (4) 履行期間 平成13年12月から平成14年3月25日まで
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号) の定めるところにより、鋼構造及びコンクリート部門について建設コンサルタント登録簿に登録された者であること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (4) 平成13年11月13日 (火) から同月26日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札

参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 平成4年度以降に業務が完了し、成果品を納入している連続鈑桁の橋りょう上部工詳細設計及び抗基礎工を有する橋りょう下部工詳細設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者にあっては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (7) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあっては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による 登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (8) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、照査技術者と管理技術者とは、同一の者であってはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネ・ジャー(RCCM)資格試験に合格し、登録を受けている者であること。
- 3 技術資料の作成及び提出
 - (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年11月13日 (火) から同月26日 (月) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巌城町 2 鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)

米子市糀町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札の参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

- ア 提出期間及び時間
 - (1)のアに同じ。
- イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、測量等業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 26 7347) とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 業務の概要
 - (1) 業務名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事「下神高架橋上部詳細設計委託」
 - (2) 業務内容

本件業務は、東伯郡北条町弓原及び同町下神の一般国道313号 (北条倉吉道路) の橋りょう上部工に係る 詳細設計業務である。

(3) 業務の詳細

橋りょう上部工の詳細設計

設計荷重 B活荷重

上部工形式 上り 2 径間連結ポステンT 桁 + 単純ポステンT 桁 + 2 径間連結ポステンT 桁 + 3 径間連結ポステンT 桁

橋 長 L = 246.0m

支 間 長 上り 24.75m×2+22.90m+37.90m×2+30.0m×2

下り 25.50m + 24.10m + 22.80m + 37.90m × 2 + 30.0m × 3

幅 員 全体 W = 21.50m (内訳 車道3.5m × 4 路肩1.75m × 2 中央帯3.0m 地覆0.5m × 2)

平面線形 曲線橋 (R = 1,200m)

- (4) 履行期間 平成13年12月から平成14年3月25日まで
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号) の定めるところにより、鋼構造及びコンクリート部門について建設コンサルタント登録簿に登録された者であること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (4) 平成13年11月13日 (火) から同月26日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札 参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成4年度以降に業務が完了し、成果品を納入している連結ポストテンション桁又は連続ポストテンション桁の橋りょう上部工に係る詳細設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員とし

て実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

- (6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者にあっては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (7) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあっては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による 登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (8) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、照査技術者と管理技術者とは、同一の者であってはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネ・ジャー (RCCM) 資格試験に合格し、登録を受けている者であること。
- 3 技術資料の作成及び提出
 - (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年11月13日 (火) から同月26日 (月) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内) 八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内) 倉吉市東巌城町 2 鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内) 米子市糀町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内) 日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、測量等業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

- 4 その他
 - (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 26 7347) とする。
 - (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名される

とは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年11月13日

鳥取県知事 片 山 善博

1 業務の概要

- (1) 業務名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事「下神高架橋下部詳細設計委託」
- (2) 業務内容

本件業務は、東伯郡北条町弓原及び同町下神の一般国道313号 (北条倉吉道路) の測量、地質調査及び橋 りょう下部工に係る詳細設計業務である。

(3) 業務の詳細

ア測量

地形測量 A = 0.01km

路線測量 L = 1.0km

イ 地質調査

機械ボーリング 8箇所 L=400m

土質試験 標準貫入試験 320回

一軸圧縮試験 24試料

ウ 橋りょう下部工詳細設計

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 上り 2 径間連結ポステン T 桁 + 単純ポステン T 桁 + 2 径間連結ポステン T 桁 + 3 径間連結ポステン T 桁 + 3 径間連結ポステン T 桁 + 3 径間連

下り 単純ポステンT 桁 + 2 径間連結ポステンT 桁 + 2 径間連結ポステンT 桁 + 3 径間連結ポステンT 桁 + 3 径間連結ポステンT 桁 + 3 径間連

下部工形式 重力式橋台 4基

張出式橋脚 13基

基礎工形式 場所打杭 17基

仮設構造物 土留工 9基

橋 長 L = 246.0m

支 間 長 上り 24.75m×2+22.90m+37.90m×2+30.0m×3

下り 25.50m + 24.10m + 22.80m + 37.90m x 2 + 30.0m x 3

幅 員 全体 W = 21.50m (内訳 車道3.5m x 4 路肩1.75m x 2 中央帯3.0m 地覆0.5m x 2)

平面線形 曲線橋 (R=1,200m)

- (4) 履行期間 平成13年12月から平成14年3月25日まで
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号) の定めるところにより、道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門について建設コンサルタント登録簿に登録された者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程の定めるところにより、地質部門又は土質及び基礎部門の登録を受けた者であること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係るものを有すること。
- (5) 平成13年11月13日 (火) から同月26日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札 参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成4年度以降に業務が完了し、成果品を納入している杭基礎工を有する橋りょう下部工に係る詳細設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (7) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者にあっては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (8) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあっては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による 登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (9) 本件業務の実施期間中、橋りょう下部工に係る詳細設計業務については、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、照査技術者と管理技術者とは、同一の者であってはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネ・ジャー(RCCM)資格試験に合格し、登録を受けている者であること。
- 3 技術資料の作成及び提出
 - (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年11月13日 (火) から同月26日 (月) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巌城町 2 鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)

米子市糀町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

ウ 提出方法 持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、測量等業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 26 7347) とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

18	平成13年11月13日	火曜日	鳥	蚁	県	公	報	第7333号
l								
l								
I								
I								
I								
I								
l								
I								
I								
l								
I								
I								
I								
I								
I								
l								
l								
I								